

65歳以上の  
高齢者対象

# 補聴器の購入費を補助します

(曾於市高齢者補聴器購入費補助事業)



## ○目的

曾於市では、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者の方を対象に、コミュニケーションを取ることが難しくなったことによる認知機能の低下を予防し、積極的な社会参加および地域交流を支援することを目的として、補聴器の購入にかかる費用の一部を補助します。

## ○補助対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ① 市内に住所を有する満65歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③ 耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明 (医師意見書)を受けた方

※ 中等度難聴程度の方が対象

## ○補助内容

20,000円を上限として、1人1回片耳に限り補助

※ 補助対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品  
(集音器は対象外)

※ 補助対象経費2分の1以内の額で、上限は20,000円

※ 故障、修理、メンテナンスなどは対象外

※ 受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担

※ 補助金交付が決定された後に購入し請求

※ 申請前に購入されたものは補助対象外

【裏面をご覧ください】

# 申請から補助までの流れ

## ① 申請書の入手

市役所窓口（本庁1階介護福祉課⑤窓口・財部支所1階福祉課福祉事務所⑤窓口・大隅支所1階保健福祉課③窓口）にて、申請書と医師意見書用紙（市指定の様式）をお渡しします。



## ② 耳鼻咽喉科の受診

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診していただきます。  
医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。



※ 受診料・検査料・文書料等は自己負担です。

※ ただし、受診により、身体障害者手帳対象の場合は、福祉事務所社会福祉係（電話0986-72-0936）へご連絡ください。

## ③ 申請

下記の書類を本庁又は各支所担当窓口提出してください。

【提出するもの】

- ・申請書
- ・医師意見書
- ・見積書（販売店が発行したもの）

※ 医師意見書の作成日から3か月以内を目途に提出してください。



## ④ 決定

市から補助金交付決定通知書と請求書用紙（市指定の様式）が届きます。

※ 補助金交付決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。

## ⑤ 購入

ア 補聴器を購入し、購入店舗からその領収書（補聴器の型番のわかるもの）をもらってください。

※ 宛名は申請者本人に限ります。

イ 請求書に領収書（補聴器の型番のわかるもの）の写しを添付し、本庁又は各支所担当窓口提出してください。

※ 補助金交付決定通知書が届いてから補聴器を購入し、請求書を本庁又は各支所担当窓口提出してください。



## ⑥ 補助

申請者本人名義の指定口座に補助金を振り込みます。

### 【お問い合わせ先】

曾於市役所

本庁(末吉)介護福祉課(1階⑤窓口) TEL0986-76-8807

財部支所福祉課福祉事務所(1階⑤窓口) TEL0986-72-0936

大隅支所 保健福祉課(1階③窓口) TEL099-482-5925